

令和5年12月22日

新都市交通労働組合
執行委員長 藤井 勇悟 殿

神奈川都市交通株式会社
取締役社長 伊藤 宏



最終回答書

貴労組より2023年11月9日付秋闘要求書を受けて以来、交渉を行い慎重に検討してまいりました。現在当社の収入状況は、コロナ前の9割前後まで回復しておりますが、人員減による稼働不足、支出の面では物価高や資源高騰、賃金・賞与の上昇と社会保険料の負担増等による人件費率の増が大きく影響し、増収減益の厳しい状況です。

会社はこれからも、お客様の安全・安心・快適・利便性を追求し、他社との競争に打ち勝つべく環境作りに鋭意努めてまいります。貴労組の深い現状認識と理解を求め、全社員が「公共交通機関」としての責務を果たし、誠実な勤務による稼働の確保と安全・サービスの徹底に期待し、下記の通り最終回答致します。

なお、社会保険料や各種手数料の値上がり、並びに2020年2月、本年11月の2回に及ぶ運賃改定により、現在の労働分配率は適正を欠いております。そこで、労働分配率の適正化を図る為、早急なる話し合いの場を申し入れますので、ご協力お願い致します。

記

1. 皆勤手当について
手当の新設は考えておりません。
2. 人間ドックの費用負担について
厳しい状況下負担できません。
3. 経費節減について
今後も経費削減に努めます。

4. 運転者証の更新について

令和6年4月1日以降の更新者を対象に申請致します。

5. 稼働増収協力手当金について

厳しい状況下ではありますが、業績改善と稼働の向上を期待して、下記条件を満たした組合員に支給する。

但し、対象期間中に有責事故・苦情を惹起したものは不支給とする。

(1) タクシー乗務員

①正社員・準社員

所定ダイヤを満勤したものに一人当たり3,000円を支給する。

特別協力金として所定12乗務の取扱収入が、

54万円以上66万円未満の者に一人当たり1,000円、

66万円以上の者に一人当たり2,000円を支給する。

②定時制乗務員（所定8乗務）

所定ダイヤを満勤したものに一人当たり2,000円を支給する。

特別協力金として所定8乗務の取扱収入が、

36万円以上44万円未満の者に一人当たり700円、

44万円以上の者に一人当たり1,400円を支給する。

③定時制乗務員（所定5乗務）

所定ダイヤを満勤したものに一人当たり1,500円を支給する。

特別協力金として所定5乗務の取扱収入が、

22.5万円以上27.5万円未満の者に一人当たり400円、

27.5万円以上の者に一人当たり800円を支給する。

(2) ハイヤー乗務員

所定ダイヤを満勤した者に一人当たり3,000円と特別協力金として

一人当たり1,000円を支給する。

(3) 対象期間

前年の通り、12月16日より1月14日までの一ヶ月間とする。

以 上